

広陵町真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想策定支援業務委託
公募型プロポーザル手続き開始の公告

広陵町真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想策定支援業務委託に関して、
公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり公告します。

令和6年4月12日

広陵町長 山村吉由



1 業務の名称

広陵町真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想策定支援業務委託

2 募集の方法

公募型プロポーザル方式

3 業務の概要

(1) 業務の目的

本町の真美ヶ丘地区では、中学校1校・小学校2校・幼稚園2園・保育園2園・放課後こども育成教室2クラブを有しているが、令和3年度に策定した第2次広陵町人口ビジョンでは、今後10年間で乳幼児、児童及び生徒数の減少が見込まれており、今後の施設運営に大きな影響を与えることが懸念されています。とりわけ、真美ヶ丘中学校及び真美ヶ丘第二小学校については、児童・生徒数の減少が著しく、施設の老朽化も激しいことから、早急に施設のあり方を根本から見直す必要があります。

また、乳幼児に目を向けると、総数自体は減少傾向ではありますが、共働き世帯の増加等も影響し、幼稚園よりも保育園への入園を希望する世帯が増加しています。幼稚園の空き教室の問題と保育園の待機児童の問題の双方を解消するため、こども園への移行を進める必要があります。

本業務では、短期（認定こども園整備事業）、中期（保育園・幼稚園除却事業）、長期（学校再編事業）における、各事業を行うために必要な基礎資料とするため、令和6年度において、第2次広陵町人口ビジョン等に基づく基本構想を策定するものである。

(2) 業務の内容

業務内容及び対象施設等については、別紙「広陵町真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおりです。

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

5 提案上限額

提案限度価格 3,788,400円（消費税額及び地方消費税額含む。）

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出期限までに広陵町の令和6年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書（第1号様式）提出期限の日以降において、広陵町の指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書（第1号様式）提出期限の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 近畿2府4県内に本店、支店又は営業所等があること。
- (6) 過去5年間において、地方公共団体における同種の契約を請け負った実績があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

その他本業務については、別紙「広陵町真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル仕様書」及び「広陵町真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要領」を参照してください。